

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 33 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2017 年 10 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

「豪州の不動産法制度と日本からの投資」  
（「**ARES** 不動産証券化ジャーナル」 Vol. 39 -  
2017 年 9 月・10 月号）のご案内

[Japan Practice 紹介サイト](#)



加納弁護士と鈴木弁護士が The Association for Real Estate Securitization (ARES)（一般社団法人不動産証券化協会）の機関紙である ARES 不動産証券化ジャーナルに掲載の寄稿記事を書いたため、お知らせいたします。本稿は、豪州の不動産法制度の概要を、日本の不動産法制度と適宜比較しながら、全体的に解説するものです。

豪州は、移民の影響もあり、人口が増えている数少ない先進国の一つであり、住宅市場は今後も成長が継続する見通しだと言われています。また法制度等の投資環境が整備されていて投資先としても安定していることから、近時は不動産関連企業のみならず、日系金融機関からも積極的に不動産関連投資を行う動きが見られます。

本稿では、近時の日系企業による豪州への不動産投資の動向や実務上のニーズを踏まえ、不動産に対する権利の種類、登記制度、区分所有制度、各種不動産取引（売買・賃貸・仲介）、税制、外国投資規制、ファンド規制など、幅広いトピックについて概説しています。

本記事はこちらの[リンク](#)（ARES のウェブサイト）から無料でダウンロードすることができますので、是非ご活用ください。

## その他の注目のトピック

### ジョイントベンチャーにおける信任義務

信任義務（fiduciary duty）は、当事者間に信任関係がある場合に他の当事者の利益のために行動する義務であり、ジョイントベンチャーの当事者にこの義務が発生することがあります。ジョイントベンチャーの当事者の自己利益の追求と信任義務（他の当事者の利益のために行動する義務）は衝突・相反しますので、実務上、信任義務を軽減・免除したいという場面が生じます。近時の裁判例を踏まえて、信任義務を軽減・免除するための方策について考察します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 反フェニックス改革

近時、phoenix activity と呼ばれる会社を利用して債権者を害する行為、典型的には 2 つの会社間で財産を移転して債権者への支払いを免れようとする行為（マネーロンダリングにつながっている事案もあり）が問題視されており、これに対応するための、会社法（取締役の義務の加重を含むコーポレートガバナンスの強化と倒産法の改正）や税法の改正案がパブリックコメントに付されています。一連の改正案の概要について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 外国公務員への贈収賄に対する規制の強化

豪州では汚職に対する規制が不十分だという国際的批判を背景に、外国公務員に対する贈収賄について会社や会社役員の義務と責任を大幅に拡張する法改正が提案されています。具体的には、従業員が会社の利益のために贈賄を行った場合に会社に自動的に責任が発生する、また外国公務員に対して影響力を行使する確定的な意図がなくとも責任を追及することを可能とするなどの改正案が提案されています。罰則も含め、改正案の概要について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

### 消費者法改正の最新動向

今年 4 月に提出されたオーストラリア・ニュージーランド消費者問題委員会の最終報告書において 19 項目の消費者法の改正パッケージが提案されましたが、今年 8 月 31 日に、連邦、州、特別地域、ニュージーランドの消費者保護担当大臣らは、その一部（12 項目）について

### オーストラリア会社法概説



本書のご購入をご希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

影響評価手続を経ることなく実行することに合意しました。その他の改正パッケージ（7項目）は、今後、影響評価手続に付されます。実行の合意に至った重要な改正項目の概要を解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## ガーデン・リーブ休暇に関する裁判例

競合他社に転職しようとした従業員が、会社から通知期間満了まで強制的に有給休暇（ガーデン・リーブ休暇）を取得することを命じられたため、雇用契約に明文の定めがないこと等を指摘して会社の権限を争った事案において、ニューサウスウェールズ州最高裁判所は、この従業員が休暇を取得してもボーナス等の報酬額に影響がなかったこと等を理由として、会社にガーデン・リーブ休暇の取得を命じる黙示の権限があることを認めました。本判決の概要と実務的対応について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 情報漏洩の通知制度のガイダンスのドラフト

プライバシー保護法において、個人情報の漏洩があった場合の個人に対する通知制度（NDB Scheme）が2018年2月22日から施行されますが、2017年9月29日、Office of the Australian Information Commissioner（OAIC）は、情報漏洩の通知（Eligible Data Breach Statement）の記載内容など NDB Scheme の細目を明確化するガイダンスのドラフトを公表しました。公表されたガイダンスの概要と実務的対応について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 内部通報制度

連邦議会の会社・金融サービス合同委員会（Parliamentary Joint Committee on Corporations and Financial Services）は、内部通報制度の法改正のロードマップを公表し、内部通報者に対する報奨金の導入を含む公的機関及び民間企業における内部通報者の保護を強化するための制度を提案しました。公表された提案の概要と実務的対応について解説します。

原文（英語）への[リンク](#)はこちら

## 最近行われたセミナーのご報告

---

### 豪州 M&A 取引実務 (2017 年 4 月)

加納弁護士が、「豪州 M&A 取引実務～近時の買収実務動向と成功への鍵」をテーマに講演（シドニー日本商工会議所主催シドニービジネス塾）を行いました。豪州における M&A 取引の基本に加え、案件遂行上の実務的な留意点や買収後の経営統合プロセス（PMI）を含む実務の最前線について解説しました。講演で使用したパワーポイント資料はこちらの[リンク](#)から無料でダウンロードすることができます。

## 最近の出版物

---

### 新版「オーストラリアにおけるビジネス展開」 (2017)

クレイトン・ユッツ法律事務所は、豪州で事業機会を求める投資家や事業者の皆様への情報提供を目的として、「オーストラリアにおけるビジネス展開（原文は **Doing Business in Australia**）」と題する小冊子を作成しています。今般、本稿を 2016 年版から 2017 年版に改訂しましたので、お知らせいたします。今般の改訂作業では、最近の外資規制や競争法・消費者法の法改正の動向を反映しました。以下のリンクから無料でダウンロードできますので、是非ご活用ください。

- [オーストラリアにおけるビジネス展開](#)（日本語版）
- [Doing Business in Australia](#)（英語版原文）

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを構成するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。なお、掲載されている弁護士は、オーストラリアのすべての州又は準州で弁護士資格を有しているとは限りません。

## 連絡先

---

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。



パートナー 加納寛之  
直通電話：07-3292-7262  
メール：[hkano@claytonutz.com](mailto:hkano@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 山浦茂樹  
直通電話：07-3292-7571  
メール：[syamaura@claytonutz.com](mailto:syamaura@claytonutz.com)



シニアアソシエイト 鈴木正俊  
直通電話：07-3292-7044  
メール：[msuzuki@claytonutz.com](mailto:msuzuki@claytonutz.com)



ロイヤー 川合千秋  
直通電話：07-3292-7014  
メール：[ckawai@claytonutz.com](mailto:ckawai@claytonutz.com)



ロークラーク 中島真嗣  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7432  
メール：[mnakajima@claytonutz.com](mailto:mnakajima@claytonutz.com)



ロークラーク 高橋輝好  
(日本法弁護士・日本から出向中)  
直通電話：07-3292-7991  
メール：[ttakahashi@claytonutz.com](mailto:ttakahashi@claytonutz.com)



エグゼクティブ・アシスタント  
大竹佳代子  
直通電話：07-3292-7599  
メール：[kotake@claytonutz.com](mailto:kotake@claytonutz.com)